

日中国際児の言語学習とその実践
——母子間の相互行為を中心に——

戴 寧*

Practicing Language Learning:
The Case of Chinese-Japanese Intermarriage Children
with a Focus on Interaction between Mother and Children

DAI Ning*

Abstract

This paper mainly focuses on the linguistic interaction between Chinese-Japanese transnational parents and their second generation in the contemporary Japanese society. By illustrating two cases of second generation's linguistic usage, I will examine how transnational children respond to different educational mode along their life tracks. I wish to argue, in terms of linguistic selection, the children of Chinese-Japanese intermarriage do not coincide with bilingualization but often monolingualization toward Japanese. However, this monolingualization is not necessarily due to acculturation, and children's subjective strategy during complex life context should also be emphasized. As transnational children develop, on one hand, they are plagued by heterogeneous background thus shifting to dominant language; On the other hand, they also silently equip with bilingual potential, only waiting to be activated at any time in the future. In different life stage, no matter hiding or revealing, second generation's single selection of language mostly operates as periodical presentation.

キーワード：日中国際結婚，子ども，言葉，バイリンガル，モノリンガル

Keywords: Chinese-Japanese Transnational Marriage, Children, Language, Bilingual, Monolingual

* 首都大学東京社会人類学分野 ; Graduate School of Social Anthropology, Tokyo Metropolitan University, 1-1, Minamiosawa, Hachioji, Tokyo, 192-0397, tainei21daining@yahoo.co.jp

はじめに

国境を越え移動する人々の増加に伴い、国際結婚やそこに生まれる子ども（本論では、そうした子どもを「国際児」と呼ぶ）の数も増大してきた。日本の場合、2016年時点で、日本で出生した国際児は約50万人¹⁾ [総務省統計局機関（オンライン）2017] を数えるに至っている。ただし、いまだに「国際結婚家庭の子どもはバイリンガルである」という俗説やイメージが広く流布していることから、必ずしも二つの言語に長けていない多くの当事者たちは、本論の事例を先取りすれば、「痛し痒し（哭笑不得）²⁾」の状態に陥る。

国際結婚家族は子どもに複数の言語を同時に習得しうる環境を提供しているように見えるかもしれないが、家族間で選択・使用される媒介言語によって、国際児の言語能力や言語の使用の状況は大きく変わる。そこで、本論では日本で生まれ育ち、日本国籍を持ち、日本語を話す日中国際結婚（本論では、母親が中国人の事例を扱う）の家庭で生まれた子どもを事例として取り上げる。そのうえで、家庭内で親が採る教育戦略³⁾ に対するかれらの反応や働きかけという言語教育をめぐる相互行為を観察することを通じて、バイリンガルやモノリンガルという枠組みをはみ出る言語習得・言語使用のあり方を描き出すことが、本論の目的である。

本論の執筆に先立ち筆者は、2013年7月から2018年12月までの間、関東（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）在住の計30組の日中国際結婚カップルを対象とする継続的なフィールドワークにおいて、50人（5歳～30歳、未成年者の場合は親による同意を得たうえで行う）の日中国際児に対してインタビューを行った。本論ではそのうち、母親が中国人である24歳（男性）と8歳（女性）の2名の国際児の事例をⅢ章において取り上げる。

国際児との対比として両親ともに同じ国出身の外国人の子どもが日本社会で暮らすにあたっての言語状況について述べるならば、家庭内と家庭外で言語のみならず、振舞いや感情などを場に応じて切り替えながら日常生活を送っている [清水 2006]。しかし、国際結婚の家庭で生まれた国際児の場合には、言語や習慣など、異なる背景を有する両親の双方の文化的アイデンティティが混在する形で現れる。そのため、日本社会での生活においても、夫

1) 詳しくは第Ⅱ章第1節の表2を参照。総務省統計局機関「平成28年度 父母の国籍別にみた年次別出生率及び百分率」『平成28年度 人口動態調査』に基づく。

2) 第Ⅲ章で詳しく説明する。

3) ここでいう教育戦略を「各社会集団の再生産戦略の一環をなすもので、意図的のみならず無意図的な態度や行動をも含み込む幅広い概念」[志水・清水編 2001: 197-198] として援用する。志水らは教育戦略を「家庭での言語使用・文化伝達（同化主義的か、二文化主義的か）」、「学校間・学校とのかわり（日本の学校での成功をどの程度重視するか）」、「子どもの進路への希望とそれへの対応（学校選択・学校外教育の利用など）」という三つの側面から把握しようとした。本論では後述するが、主に「家庭での言語使用・文化伝達」の側面から日中国際結婚における教育戦略を考察することとする。

婦間や親子間といった家庭内で交わされる言葉が何であれ、子どもに自身のルーツの一端が外国にあることを多かれ少なかれ感じさせる環境が存在する。そのうえで、日本と中国という異なる文化的背景の親から生まれた日中国際児の場合は、姓名や外見から異質性が顕著でないものの、中国人である親が日常的、非日常的に持ち込んだ周囲との異質性を感じつつも、日本的価値観に深く影響され、日本国籍を持ち、日本人として生きることを選択することが多い。この点において大半の日中国際児は、国籍選択制度があるにもかかわらず、積極的に二重国籍を持つ他の国際児とは異なり、居住地である日本の国籍のみを保持する。そうすることで、日本では他の日本人と同等の教育や医療を受けられると同時に、中国において高等教育を受けたい場合は留学生特別枠として優遇制度を利用することができる。ただ、中国での義務教育を希望する家庭では、移住時期や経済条件を配慮したうえで、子どもの国籍を選択している。

さらに、日中国際児には次のような特徴がある。まず、日中国際児は親の採る国際児ならではの教育戦略に影響を受けるけれども、そのすべてを受動的に受け入れているわけでもなければ、反対にそこから完全に逸脱し、他の日本人と同様に社会化しているわけでもない。それから、日本に生活基盤を置くことが日本語のモノリンガルへの収斂を促す可能性はあるが、かれらは日本での生活や教育に同化するのではなく、周囲と相互交渉するなかで、自らの置かれた混淆状況を能動的に解釈し直したり、変えたりしながら、二つの言語を資源として戦略的に獲得し、利用している。バイリンガル/モノリンガルという二分法で国際児の言語能力や言語使用の状況を分析するのは、かれらの言語学習プロセスにおける働きかけを不可視化する。

以上のことを踏まえつつ改めて本論の問いを述べると、日中国際結婚家庭で行われた教育戦略とはいかなるものなのか、またそれに対して、国際児がどのような反応を示しているのかを考察する。具体的には、日中国際児が置かれている環境下の些細な心的変化がどのように言語習得に反映されているのかに重点を置いた議論を試みたい。

教育人類学の分野における外国にルーツをもつ子どもを対象とした従来の教育民族誌は、綿密な参与観察に基づく学校民族誌として描かれる傾向にあり [e.g. 志水・清水編 2001; 三浦 2015], 子どもたちがかかわる他の多くの社会的空間を包括的に捉えるホリスティックなものとは言い難い。すなわち、子どもの前期文化化の舞台である家庭に基づく民族誌的研究が欠けていたため、本論はその不足を補う意義を持つ。また教育マイノリティを対象とし、学校での教育実践のあり方を検討する際には、制度改善に関する提言的研究が多くみられるが [e.g. 恒吉 1996; 伊藤 2009], 本論は、ミクロな着目点から、制度そのものより言語学習および言語使用に対する親子間の相互行為を重視する。

I 国際結婚家庭の言語使用に関する先行研究

1 バイリンガリズムとバイリンガル教育

異なる文化的背景を持つ両親のもとで育つ子どもは、親それぞれの母語に日常・非日常的に接触し、習得する／されることになり、試行錯誤を行う中でバイリンガルになる可能性が大きいと考えられる。実際のところ、国際結婚家庭で育つかれらの中には「自然に」二言語を身につけられる人もいれば、自ら積極的・能動的な働きかけによってバイリンガルになる人もいる。また、居住国の現地語のモノリンガルになる人もいる。つまり、学習する機会はあるものの、現実としては二言語の保持が難しいという、実に多様な状況が見受けられる。

バイリンガルは一般的な用語として、二つの言語を併用できる人と訳されることが多い。「併用」とは日常会話レベルなのかアカデミックレベルなのか、また、「併用できる」とは自分で判断するのか、他者に認めてもらうのかについて定義しておく必要がある。ただし、1930年代から今まで、言語能力や言語使用の二つの側面から、「誰がバイリンガルなのか」について検討されてきたものの、研究者の見解は必ずしも一致しているわけではない [e.g. Bloomfield 1935; Weinreich 1967; Paradis 1997; 山本 2014]。

本論では、「二言語とも母語レベルに達する」[Paradis 1997] という狭義の定義と「日常生活の中で二つ以上の言語を使う」[Grosjean 2008] という広義の定義の間をとり、山本のいう「二つの言語の交叉によって生じる言語的諸経験を日常的にしている人、言語的諸事情と関わる人」[山本 2014] をふまえたうえで、成長過程において能動的もしくは受動的に学習し、二つの言語そのものやその背後に潜む文脈を理解でき、かつ言語に基づく思考ができる人と定義する。このように定義するのは、繰り返しになるが、「併用できる」ことや「母語レベル」に使えることなどの恣意的な基準に基づく分類では、そこからこぼれ落ちる人がいるのではないかと考えたからである。

日本におけるバイリンガル教育が展開される前から、異なる文化的背景を持つ親のもとで生活する子どもに対しての行政主導の言語教育は、日本語教育だった。たとえば、移民の子どもを対象に、「日本語指導が必要な子どもたち」と題する様々な施策や支援方法が行われ、かれらが生活言語能力や学習言語能力を獲得できるように大きな役割を果たした。他方で、日本語学習のみを強要すると、子どもに混乱や葛藤を生じさせやすいことを危惧して、バイリンガル教育にむけての母語学習を進められるよう、政策転換を行った [川上 2013]。移民の子どもを対象として、日本語教育から継承語教育への展開が日本国内で見られるが、国外に移民した日本人家庭においても同様に、現地語教育から継承語教育へと移行する傾向が見られる。すなわち、居住地の主流言語のみならず、移民家族のもつもう一つの言語的可能性に目を向けられ、バイリンガル教育を可能にする土壌が培われたといえる。

一方で、学校におけるバイリンガル教育の可能性を問う野元 [2008] や坂元 [2012] らは公教育の枠組みのなかで英語以外の言語を実施することが不可能ではないものの、カリキュラムの改正やそれを担う教員の養成上で限界があると述べ、加えて、地域で展開される母語教室や補習教室は需要により拡大される傾向があり、それは公的教育と連携して可能性を広げていく、と主張している。

ここで留意しておきたいのは、移民である親を持つことを理由に、国際児を一枚岩的に「移民の子ども」として扱うことに限界があるということである。呼び寄せの形で来日する子ども以外に、日本生まれ日本育ちの子どもが増えるなど、その実態は多様化している。国際児を「移民の子ども」という枠組みのなかで扱ってしまえば、かれらの周囲に対する自らの働きかけによって発揮する主体性は等閑視されることになる。かれらは「間」を生きるだけに「狭間」で葛藤する存在として扱われがちである。確かに国際児は、父母ともに外国人の移民家族に生まれた子どもと類似性があるが、必ずしもそれと重なるわけではない。たとえば、「移民の子ども」の枠組みで検討された主な問題群として、「学力」、「適応」、「言語」、「アイデンティティ」などが挙げられる [e.g. 志水 2009; 鈴木 2004a; 2004b; 吉田 2010]。しばしば指摘されているように、教育現場での指導は、「移民の子ども」を支援するよりも、ただの同化政策の一つに過ぎず、「同調」、「融和」、「協調」などを重んじる日本の学校が扱いやすい子どもたちを作るために行われている [恒吉 1996]。ブルデューも学校教育を、教師は支配的文化を伝達するもので、学校は公平な教育を施すことによって実質的に子どもに学問的、文化的的不平等をもたらす保守的な「場」なのであると論じた [Bourdieu 1974]。

日中国際児の場合でいうならば、日本国籍を持つかれらは、家族と日本語でコミュニケーションをとることが多いため、言語や学校適応などの問題に直面しにくい。だが、二つの言語を学習・使用することで子どもの可能性を広げておきたいと考える親の願望と、状況に応じて日本語に統一したり、会話に複数の言語を織り交ぜたりする子どもの実態との間には認識の差があるため、親の理想と子の実態は必ずしも一致しているわけではない。したがって、日常生活レベルにおいて、親と子の双方が言語をめぐるどのような試行錯誤を重ねているのか、をより仔細に検討する必要がある。

本論は、言語教育の場として主に公教育が焦点化されてきた流れのなかで「移民の子ども」と括られてきた国際児を掬い上げ、なかでも比較的「日本語指導が必要な子ども」ではない国際児に焦点を当てることで、かれらが家族や友人との関わりの中でどのように相互交渉しながら言語学習や言語使用をしているのかを分析するという点において、従来のバイリンガル教育研究とは一定の距離を置く。

2 国際結婚家庭における言語使用に関する研究

国際結婚家庭における言語教育や実践は多様であるが、二つの言語使用能力を同時に育てるには、外国語を母語とする母親による戦略、および、ホスト国で生まれ育った子どもの学習意欲や姿勢という二つの要素が必要となる。母親が採る戦略は、子どもの社会化過程においてそれぞれの言語をどのように位置づけるかによって大きく変わる。また、彼女たち自身の社会的地位やホスト国の言語、すなわち、本論で扱う事例では、日本語を母親がどの程度まで習得できているのかにも左右される。となると、教育的な働きかけは言語を媒介となされるものであることから、継承語と日本語はともに、子どもを教育する母親自身の言語能力（理解力、適応力を含む）を問う装置という一面がある。

ピエール・ブルデューは家庭のしつけは子どもに対して特定の文化遺産や特定の文化的エートスを伝達するとし、文化資本の欠如が子どもにわずかのチャンスしかもたらさないとする [Bourdieu 1974]。ブルデューのいう文化資本は言語資本だけをさすものではないが、言語に関する能力は文化資本の主要な位置を占めることは言うまでもない。子どもは家庭という場で、親による教育のもとで、場に応じたハビトゥスを獲得し、さらに獲得されたハビトゥスは、学校生活の中で他者からの認知や相互交渉によって修正、生成され続けるものと言えよう [ブルデュー 2009]。

国際結婚家庭は、通常異なる文化資本の積み重ねで構成されており、親が戦略的に自分の持つ文化資本を子へ伝承することで、子が文化的再生産に身を委ねる志向性が継承語教育を介して徐々に表れてくる。母親の教える言葉は、「〇〇語」とカテゴライズすることができず、強いて表現するならば、「母のことば」としか言えない。個人のことばにはその人の感情や経験などが表出され、また、「ことば」によってさらに新しい感情や経験を創り出すことができる。以下では、国際結婚家庭における言語使用状況についての先行研究をとりあげ、その諸相を示す。

日本国内に居住する国際結婚家庭における言語使用状況に関しては、河原 [2004] の日比国際結婚家庭についての研究がある。河原 [2004] によれば、母国で多言語話者であった者が多いフィリピン人女性は、地域のコミュニティにも受け入れられ、比較的に高い日本語力を有しており、日本に生活基盤を置きたいとの理由から子どもに対しての継承語教育には消極的な態度を持つ。タガログ語や他の地方語より、英語の有用性が高いと認識するフィリピン人女性の場合は、家庭内で日本語のみを使用し子育てをする事例、もしくは英語と併用する事例が見られる。日比国際児の言語学習過程は明確ではないものの、かれらは日本語のモノリンガルになる傾向があると捉えられている [河原 2004]。

日本国外に居住する国際結婚家庭における言語使用状況に関する研究を挙げると、新田 [1996] と鈴木 [2011] の研究がある。日米国際結婚家庭を対象とする新田文輝は、国際児

は比較的にバイリンガル能力が高いと評価し、言語学習や二言語維持が親による影響および意図的な教育によって行われると言及し、さらに、新田はアメリカに住む日本人女性と子どもとの親子関係が、継承語教育によって作り出されていると指摘した〔新田 1996〕。また、日本人女性とインドネシア人との国際児を取り上げて、現地の公的教育を受けながらも日本語学習すること注目した鈴木一代は、国際児は意図的・意識的ではなく、無意識的に複数言語が混ざり合うことを体験し、その中で言語のスイッチングを実践するが、居住地言語よりも母親の言語によって自分自身の言語体系を構築していくと指摘した〔鈴木 2011〕。綿密な参与観察に基づくそれらの事例は国際結婚家庭で育つ国際児の言語学習や言語使用について先駆的な研究である。国際児もしくは異文化間を生きる子どもの言語学習に影響を与えるメカニズムを提示するかれらは、親の教育戦略および家庭の経済事情を含む様々な要因がどのように国際児に影響を及ぼしているのかを明らかにした。

上述したように、いずれの研究も国際結婚家庭において外国籍をもつ母親が国際児に対していかなる言語的教育戦略をとり、それがいかに影響するのかを明らかにした点で一定の功績を認めることができる。しかしあくまで「親の側からの影響」を示すにとどまり、国際児自身がそうした戦略をどのように受け入れ、その上でいかに周囲へ働きかけているのかという言語教育の場における相互行為を提示するところまで至らなかった。本論は、国際児たちが周囲との相互行為のなかで、言語を習得・使用していく動的な過程を描写し、それは「バイリンガル」や「モノリンガル」という固定的な枠組みでは捉えきれない実践であるという視点で据える。

したがって本論は、①言語教育の場として家庭に焦点化すること、②その上で言語教育を国際児と親の相互行為としてとらえること、という二点の立場から先行研究との差異化を図るものである。

上述の立場に立ち、本論ではⅢ章で日中国際結婚家庭の事例を取り上げるが、中国人の女性が日本人と構築した国際結婚家庭で行われる言語教育の実践がいかなるものであるかを考察する際には、まずその背景として日中国際結婚そのものとそのなかでの中国人の女性たちの適応の様態を見ていくのが妥当である。そこで続くⅡ章では、従来の類型とは一定の距離を置きつつ彼女たちを捉えなおすことで、戦略的な教育的働きかけを可能にする土壌があるという視点を提示したい。

Ⅱ 日本における日中国際結婚の背景と現状

アジア女性の結婚移住は今に始まったことではなく、「戦争花嫁」、「メール・オーダー・ブライド」、「写真花嫁」といった言葉があるように、出身国と移住先国との政治・経済的な非

対称性を背景とした婚姻関係の成立とそこでの女性の「商品化」といった議論が、これまで日本を含む多くの地域を対象として、そして、さまざまな学問分野において研究の蓄積がなされてきた。また、そうした研究の多くは、上述した婚姻のあり方を、女性の行為主体性を蔑ろにしたいわば「人身売買」的な行為として批判的に論じる内容と言える。

中国出身の女性は中華圏内の移動にとどまらず、約 40 年前から近隣の日本や韓国に移住するようになった。日本国内の国際結婚のなか、配偶者が中国人である日中国際結婚は、2016 年度で 6,316 組であり、その数は国際結婚件数の約三分の一を占めている [総務省統計局機関 (オンライン) 2018]。なお、国際結婚件数は 2006 年には 4 万 5 千件にまで増大し、いったんのピークを迎え、それ以降年々減少する傾向にあるものの、日中国際結婚の件数自体には大きな差が見られていない (表 1)。加えて、2008 年以降、留学生や労働者などを受け入れるための様々な施策が展開される中で、来日者数は右肩上がり増加するようになり、国際結婚のみならず、他の在留資格を所持するケースを含めて、滞在期間が長期化している。そして、こうした留学生や労働者として来日した中国人が、日本に滞在している過程で、日本人の配偶者を見つける、という婚姻のあり方が相対的に増加しているように思える。

さて、長期滞在する外国人は、自国とのつながりを持ちつつ、結婚を機に日本に定住し、仕事や子育てを行うようになる。冒頭で提示したように、1987 年から 2016 年にかけて、日本において日本人と外国人の間に生まれた子どもは約 50 万人である。また、なかでも、日中国際結婚の家庭に生まれた子どもは約 10 万人を数える (表 2)。なお、容姿では認識されない国際児は主に日中、日韓、日比国際結婚家庭で生まれた子どもでもあり、2016 年度の父母の国籍別出生数統計によれば、これら三ヶ国の出身の親をもつ子どもは約 1 万人で、全体のほぼ半数を占める。日韓国際結婚と比べて、日中と日比国際結婚の場合は妻が外国人、夫が日本人という組み合わせが多い。

1 日中国際結婚の背景

「国際結婚」についてはさまざまな定義がある。しばしば引用されているのは 2009 年の『アジア・太平洋人権レビュー 2009』で提案された三つの要件からなる定義である。それは(1)国籍の変化、(2)文化の混在と(3)国際移動が伴う婚姻生活を指す⁴⁾。これは国際結婚を結婚の成立過程から定義するものである。だが、本論では結婚がどのようなプロセスを経て成立するかより、結婚、同棲、養子縁組などの行為もしくは法的手続きを行うことによって結びついた人々がいかに家庭生活を実践するのかについて議論することを主眼とするため、ここでいう国際結婚家庭については、星野命による「国際結婚によってできた家族、国籍の異なる同棲・結婚・養子縁組によって生活を共にすることになった家族」[星野 1993: 4]という定義を踏襲したい。

4) 提起される背景や具体的な分析は初瀬 [2009] に詳しい。

表1 日中国際結婚件数の推移

組数/年度	1987年	2000年	2012年	2016年
国際結婚数の合計	14,584	36,263	23,657	21,180
日中国際結婚	2,049	10,762	7,986	6,316
夫日本人, 妻中国人の結婚数	1,977	9,884	7,166	5,526
夫中国人, 妻日本人の結婚数	432	878	820	790

出典：『平成28年度 人口動態調査』により筆者作成

表2 日中国際児の出生数

父母の出身国/年度	1987年	2000年	2012年	2016年
父母のどちらかが外国人の合計	10,022	22,337	20,536	19,118
父母のどちらかが中国人の合計	1,090	3,953	5,357	5,099
父日本人, 母中国人の場合	803	3,040	4,041	3,671
父中国人, 母日本人の場合	287	913	1,316	1,428

出典：『平成28年度 人口動態調査 上巻 出生第4.32表』により筆者作成

1972年の日中国交正常化以降、すでに定住していた在日中国人の日本人との結婚が増えるとともに、新たに来日する中国人も増加している。加えて、1980年から日本の農村各地において展開された行政主導のアジア人女性との「お見合い」政策の増加や1983年に策定された「留学生10万人計画」も入国者数や定住者数の増加に拍車をかけた。

中国サイドのプッシュ要因としては、内需主導型景気の胎動期となる1978年以降の改革開放路線の下、私有制の導入が市場経済化の風向きを変えたことが考えられる。その後、急速な経済成長で発展を遂げ、今世紀に入ってから、中国が世界の工場から日本の最大貿易相手国になったことに伴い、日中間の人の移動も著しく活発化した。

次に、1980年代以降⁵⁾の日中国際結婚に関する研究の流れについて簡単に触れておきたい。まず、中国人女性たちの来日動機は、「経済的要因」[宿谷1988; 加藤2004]、「ジェンダー的要因」[賽漢2007]、「社会文化的要因」[伊藤2002; Nakamatsu 2003]に大別できる。より良い生活を求める彼女たちは、二国間の経済力の差を背景に、自然と隣国の日本に目を向けるようになる。仲介業者の斡旋をうけ、海を渡って日本人と「国際結婚」し、日本へと移住することが彼女たちにとって「最善」な道であった。

なぜなら、農村出身の女性は市場経済化とともに伝統的な労働構造から抜け出て都市部へ出稼ぎに行くようになり、結果として配偶者の選択が困難な状況に陥り、既婚者については離婚率が上昇することで、中国国内で周辺化されるようになったからである[賽漢2007; 郝

5) 1980年以降の「アジア花嫁」の出身国は主にフィリピン、韓国、スリランカなどだった。1990年代から中国出身者が主流になった。

2010]。こうして「結婚を目的とする移住」は結婚適齢期を迎える女性たち（もしくは離婚した女性たち）にとっては人生を仕切り直す契機となる。

一方、「移住を目的とする結婚」を選択する女性たちは「結婚」を国から出る手段とみなし、いわば「出稼ぎ」に来た、という「アジア花嫁」の枠組みでその事実が窺える。しかし、こうした女性たちに比べ、日本に帰化した女性たちや都市居住で農作業を課されていない女性たちの実態は見えにくい。すなわち、そうした女性たちは、日本人の夫を持ち、日本語で子育てをし、「日本人」を育てる「中国人母」である。労働の担い手よりも、子育ての担い手でもある。彼女たちのあり方を「アジア花嫁」という手垢のついた類型からいったん外して対象化することは、国際結婚家庭、ひいてはそこで生まれ育つ子どもたちの実相を捉え直す新たな視座の提示となると考える。

2 戦略としての居住地

国際結婚を論じるにあたっては、「移住」にも触れなければならない。本章で国際児の母親を取り上げるのは、国際児の能動性は、それらの一端を引き出す家庭教育を担う親と大いに関係があると考えたからである。というのも、日中国際結婚を学術的に扱う際、従来の研究は、日本の社会や経済という視点から、中国人の女性を新しい労働力として捉えるとともに、いかに円滑に社会に適合させる、さらに言えば、統合するのか、という点について問うてきた。例えば、行政側としての立場で、彼女たちを受け入れるために施策することで既存制度を補い [宿谷 1988]、また彼女たちを受け入れることは地域社会や住民にどのような影響を及ぼしているのかを考究するような蓄積はある [e.g. 桑山 1995; 葛 1999]。ただし、肝心である彼女たちの自らの働きかけや母親としての顔が見えてこない。

そうした議論に対して、本論の試みは、国際結婚を選択する中国人女性の自らの働きかけを「結婚」と「移住」の相関において捉えることは、「妻」であるのみならず、多くの場合「母」でもある彼女たちの位相をより明確にする、ということが可能となる。しかし、結婚と移住との関係に目を向けた研究では、分析対象を「配偶者等ビザ」の取得者と自明的に扱いがちだが、それは決して統計データでは測りきれものではない。

国際結婚の場合で発生する「結婚」と「移住」との関係を「移住を目的とする結婚」や「結婚を目的とする移住」という因果関係によるものだという図式に落とし込むのではなく、時間軸・空間軸が絡み合うなかで考察する必要がある。従来の研究で取り上げられてきたような経済的要素、結婚動機・来日動機以外に、居住地の選択可能性、在留資格の選択可能性などの要素をさらに加味した考察を行うことで、日中国際結婚の隠れた輪郭を浮き彫りにできると考える。

「結婚」と「移住」に目を向けたゴロウィナ・クセーニャが日露国際結婚をするロシア人女

性が「配偶者等ビザ」とその他のビザの間で戦略的・効率的に切り替える事情を提示したうえで、「結婚移住者 (marriage migrants) ではなく、結婚した移住者 (married migrants)」[ゴロウィナ 2017: 162] と指摘し、従来の図式に収まらない状況に配慮し、国際結婚において移住との関係を考え直す必要性があると促した。筆者は、彼女の提案に賛同するが、条件か結果か、先か後かといった両者の時間的關係よりも、結婚した移住者たちが結婚や移住をいかに位置づけるか、のちに婚姻生活や子育てに何をもたらしたかに注目したい。

3 戦略としての国籍選択

上述した国際結婚の定義に従って、本論でいう「国際児」は「国際結婚家庭で生まれた子ども」とする。1980年公布された中華人民共和国国籍法⁶⁾の条文によれば、日中国際結婚家庭で生まれる子どもは二重国籍を有することができない、出生児の国籍は父母両系血統主義と出生地主義の結合だと規定されている。両親とも日本に定住する中国人の夫婦が両国のいずれかで子どもを出産しても子どもは中国籍を有する。日中国際結婚の夫婦が日本で出産する場合、日本の血統主義に基づき、子どもに日本国籍が付与されるが、中国籍は取得できない。中国も日本も二重国籍を容認⁷⁾しないが、「必然的」、「意図的」に二重国籍になる／することがある。それは国籍法用語や運用により関与されないグレーゾーンがあるからである。

1985年、日本国籍法の改正が『国際結婚を考える会』⁸⁾の署名運動により促進された。父系血統主義から父母両系血統主義が採用されるようになり、日本人の母親をもつ日中国際児は出生地を問わずに日本国籍を有できるようになった。また、子どもが中国で産まれても、日本人の親がいれば日本国籍を取得することができる。

子どもの国籍をいかに選択する／させられるかは出生後の居住地と教育事情により左右される。中国で公的教育を受けるのに中国国籍を有することが「隠れ」必須条件である。大半の小・中・高等学校の入学要項では中国公民を限定する文言はないが、自明的に中国国籍(戸

-
- 6) 中華人民共和国国籍法の第四条：父母の双方または一方が中国公民で、本人（国際児）が中国で生まれた場合は中国国籍を有する。第五条：父母の双方または一方が中国公民で、本人（国際児）が外国で生まれた場合は中国国籍を有する。ただし、父母の双方または一方が中国公民であるとともに外国に定住し、本人（国際児）が出生と同時に外国の国籍を取得している場合には中国国籍を有しない。「定住」については明確な規定がないため、子どもに二重国籍を留保させるために出産時に「永住」もしくは「日本人等配偶者」より、「留学生」や「就労」など定住のニュアンスを含まない在留資格を維持する中国人の親もいる。
- 7) 中華人民共和国国籍法の第三条では「中華人民共和国は中国公民の二重国籍保有を認めない」と明記しているが、日本の国籍法では二重国籍を禁止する条文がない。国籍法を揺るがす政治家の「運動事件」は社会的世論の行使力によるもので、公職に就くものの政治立場を明確する必要が問われることになったが、違法ではない。
- 8) 1979年に外国人の夫を持つ女性7人を中心に創立された団体である。

籍)を要することが多い。子どもに中国の義務教育を受けさせたい親はあえて中国で出産して中国国籍を獲得する。生後の居住地は日本だとしても、22歳まで⁹⁾は両国の国籍を保留したまま生活することが多い。ただし、22歳になって国籍の選択が迫ってくると、日本の国籍法に基づき日本国籍を選択することがあっても、中国国内で中国国籍を離脱する手続きを行わない限り、中国国籍ははく奪されるわけではない。すなわち、国内のみで処遇することが重国籍の可能性をもたらす。ただし、国際児の中国人の親は日本国籍を取得する場合、「帰化」という手段しか取れない。

「帰化」は入管法に則して、自分の意志により日本国籍を選ぶ場合は元の国籍ははく奪されることになる。帰化の手続きの一環として元の国籍から離脱した証明書が必要だからである。というのは、場合によって国際児である子どもは中国国籍を持ち中国で生活することがあっても、その親は日本人として中国に入国することになるからである。外国人の帰化、とくに中国国籍から日本国籍に帰化する人は様々な研究でも明らかになってきたように、一方的な同化の完結形ではなく、国籍の選択においては、その動機が商売や生活の便宜上に重きを置くことに帰結できる。だが、本論では検討しないが、一度日本国籍を選んだ華人(帰化した元中国籍の人を指す)は老後の諸事情(認知症による日本語力低下、介護を負担する子どもが日本にいないなどの理由)により、自ら日本国籍から離脱し、再び中国国籍を求める傾向もみられる。

日本に居住する日中国際結婚家族が子どもの教育を考える際に、エスニック・スクールないしインターナショナルスクールを考慮しない親はその子どもに日本国籍のみを保留させるケースが多い。筆者の調査データを踏まえる限り、それは「同化措置」である日本の学校教育を受ける間に、いわゆる「日本人」と同様に扱われたいからである。だが、家族の都合により、両国間の移動と同時に、就学地も変わる可能性がある。国際児をとりまく状況やその状況に適応する条件に応じて、日中国際児が「必然的」、「意図的」に二重国籍(複数国籍)を選択する／させられることになる。したがって、教育を受けられる可能性を制限しないことから国際児に対する教育戦略は、出生時の国籍選択によってすでに考慮されている。すなわち、国籍の選択を考えること自体が、日中国際児を育てる親の採る戦略と言える。

III 母子間における言語の使用

冒頭で述べたように、確かに一見、国際結婚家族が子どもに複数の言語を同時に習得しう

9) 国籍法第14条第1項、「日本の国籍と外国の国籍を有する人は一定の期限までにいずれかの国籍を選択する必要がある」と規定するが。さらに「一定の期限」については「20歳に達する以前に重国籍となった場合は22歳に達するまで」と記し、「国籍選択届」の提出をもって日本国籍を維持する意思を表明する。

る環境を与えているように見えるが、家族間で選択・使用される媒介言語によって、国際児の言語能力・言語使用の状況は大きく変わる。本章では日常生活レベルで、家族間のコミュニケーション媒介言語とその言語が使われる状況を踏まえたうえで、国際児がいかにかパイリソナルになっていく／いかないのかについて考察する。

1 【事例1】

1-1 リスク回避型

24歳になった龍くん（仮名）は都内有名広告代理店に勤める社会人2年目の日中国際児である。海外事業部に配属されたのは中国語ができるわけではなく、英語試験TOEICの得点が900点だったからである。彼は中国人の母親を持つが、中国を訪れたことは数回しかなかった。母方祖父母はすでに他界したため、数年に一度の頻度で中国に「行く」。中国の印象について尋ねると、彼は笑顔になる。

中国に行くと笑顔（を作ること）だけが上手になって帰ってくる。叔母たちからたくさん質問をされるけど、どうやって答えるのかはわからないから、ひたすら笑う。とても性格のいい好青年だと思われているでしょうね。時々笑顔で誤魔化せない場面もありますけど、母に聞いても説明してくれないので……うん、笑うだけ¹⁰⁾。

龍くんは、中国語を話す来客があるとき以外に、母が中国人だったことを忘れてしまうという。龍くんの母（49歳）は日本語学校に教師として勤めている。流暢な日本語を話す彼女はすでに日本国籍に帰化したという。たとえ仕事場でまだ日本語のできない中国人留学生を相手にしても、彼女は決して中国語を話さない。はじめて彼女の自宅に訪問したときに、「中国語を話さないのが仕事だ」と意味ありげに話してくれた。筆者と彼女が会うのはまだ2回目ということもあり、なぜかと聞き返せず、「はい、わかりました」と応じた。それから彼女との会話のすべては、単語レベルの混淆語もなく、筆者と彼女にとっては第二言語となる日本語で行った。一年後にその言葉の意図がわかった。

（義理の）母は厳しい方で、嫁が中国人で不安だったでしょうね。昔は会うたびに「中国はどうかかわからないけど、日本では……」とかれこれを細かく説明してくれた。ありがたいいい気分ではなかった。悔しいような寂しいような……、このことは主人には言っていない。主人は仕事で忙しくて、家でくつろぎたいでしょうし、嫁姑のことで悩ませたくなかった。しかも、言うほどの悩みでもないから。ただ、彼女が何回か家に

10) 2018年4月8日の会話、フィールドノートより。

来るときに、スーパーでこっそり買ったハイターとトイレ用芳香剤などの日用品を置いてくれることもあった。それはちょっとやりすぎなんじゃないかなと思って、結婚5年目にして初めて口に出した。その時の母の表情は今でも覚えている。彼女は泣きそうだった。あ、悪いことしたなと思ったけど、言ったことに対して後悔していない。……それ（義理の母に言ったこと）は中国人云々と常識がわからないような扱いは不愉快で、母は古いひとだった。その後の彼女は萎縮したように見えたけど、いつも通りに接してくれた。彼女が亡くなって今は寂しいけど、本当は一度中国に連れて行ってあげたかった。彼女は中国に対してのイメージは天安門事件¹¹⁾の時に止まっている。私はその年に日本に来たので、結婚前から何回も聞かれたことがある。正直よくわからないから、「ただのテロだよ」と、私の説明がよくなかったかも、街で中国語を聞こえてくると、「何を言っているの」といつも不安そうに私を見る¹²⁾。

この日は珍しく子どもと夫以外の話を打ち明けてくれた。いつも彼女と彼女の自宅で会うが、この日は彼女の仕事が終わるのを待って、彼女と一緒に新大久保で食事をした。ワインを飲みながら、昔話をする彼女には淡い哀愁の色が見えた。前述の続きに筆者の聞いた質問への彼女の返答に驚かされた。「じゃあ、それで中国語を封印したのですか」と聞いたら、「え？ 違うよ！ 今でも中国語を話すよ、母語だもん」と言い、「息子に中国語を言わないのは彼に負担をかけたくなかったから、あと、主人と母たちに安心させたかった」と話した。「中国語を話さないのが仕事と以前言ったことがあって、てっきり」と筆者が補足すると、「それは仕事場の話よ、なんだ、誤解したのか。だってあの子たち（日本語学校に通う中国人留学生）は必死に日本語を勉強しているじゃん、早く一人前になってほしいからあえて中国語を話さないようにしているんだよ、だって、Tさん（筆者）も昔は大変じゃなかった？ 大変だったでしょ、私は死ぬほど勉強したからね」と、当時の誤解を解いてくれた。

龍くんの言葉にもあったように、母親に中国語の意味を尋ねても返事をしてくれないことや母が中国人だったことを忘れること、彼女がいう、息子に「負担をかけたくない」との思いが、家族間のコミュニケーションでは中国語を使わず、日本語で通してきた理由であった。常識のわからない人間だと扱われることで怒りを感じる彼女は、中国人もしくは女性としてのプライドも高いように見えた。さらに、姑の厳しさや不安を配慮し、彼女は家庭内で中国語を話さないことで自分の「異質性」を排除し、日本人と同様な育児ができると家族を安心させた。「日本では」から始まる姑の言葉をうけ、すべて日本語で話すことで自信をつけ、姑と「対峙」した。日本語のみを使用することが、息子に負担をかけたくないと同時に、外国

11) 天安門事件は1989年6月4日、天安門広場で、民主化を求める学生が中心に行われたデモ活動のことをいう。

12) 2017年10月18日の会話、フィールドノートより。

で子育てする彼女自身にとっても、家族や社会からの圧力を回避するための方法だった。その彼女が「死ぬほど」日本語を勉強し、今の家庭や仕事を手に入れたことに誇りを感じ、現在の仕事を通して留学生たちの日本語の勉強も手助けする。さらに両親が他界した後に帰化した彼女は帰国の回数が減り、今や地元の中国にいる親戚との連絡も少なくなっているが、「中国語は母語」と認識し、今でも話す。

この日をきっかけに、彼女との会話は少しずつ、お互いにとっての母語である中国語にシフトしていった。彼女は話す相手が少ないため、たまに筆者と会うことが彼女にとっての「放鬆（リラックス）」タイムだという。龍くんが同席しない彼女との食事も敷居の高いフレンチレストランから池袋の中華料理屋になった。

彼女は今年に入って、夫と離婚することを決めた。再会したのはそのあとになり、その時の心境を語ってくれた。「和平分手（示談離婚）」した彼女は、「一人暮らしを謳歌している」と笑顔を絶やさずに言った。子どもが自立した今は第二の人生の幕が開いたように、「想回去看看祖国的大好河山（美しい祖国を見てみたい）」とこれからの夢を語ってくれた。離婚後、元の実家に引っ越した夫と時々食事する仲である。

大学院修了後すぐに就職した彼女は子どものいない家庭を望んだが、龍くんは「意外な」授かりものだった。日本人の夫と結婚してから帰化するまでの間、一度も「配偶者等ビザ」に切り替えたことがなく、金銭的にも自立していた。子育てが「苦手」という彼女が「唯一」努力したことは、龍くんに選択する自由を与えたことだという。その自由は言語に関するものだけではなく、恋愛や留学、就職などにおいてもそうである。

龍くんは大学二年生の時に一年間渡米した経験があるのだが、この時彼は自ら行きたいと希望したのである。本人のなかで中国語を学ぶ必要が見つけられたら学べばいいと思う彼女は、一度も意識的に中国語を教えたことがないようだ。

1-2 考察

義理の母親の言葉で「悔しい寂しい」思いをするときに、適度に「反論」すること、在留資格を日本人の夫に依拠しないこと、「負担をかけたくない」と子どもに選ぶ自由に与えたこと、第二の人生をはじめると「離婚」まで決めたこと、などは彼女の自立心の強さを物語っている。龍くんは英語が好きでアメリカ留学を選び、英語が上達するなかで、「なんで中国語を教えてくれないんだろう」と思ったこともある。三人で会うときに彼女は息子に配慮し、意識的に日本語を話すことが多いが、たまに龍くんから「中国語で話してみよ」との要望がある。息子のリクエストを無視する彼女は何度も「あれ、中国語を知りたいの？ NHKの中国語講座でも観たら」と茶化する。子どもに教えたくない／教えられないことも考えられるが、自分の「放任主義的な教育」に後ろめたさを感じることはない見える彼女は、よく

周囲にどうやって子どもをバイリンガルに育てるかと聞かれるが、日本語教育を徹底した彼女には答えられない質問で、彼女曰く「哭笑不得（痛し痒し）」な思いをする。

中国について何も話してくれない母親の態度に拗ねた龍くんはいつか中国語をはじめてみる、できるなら中国に住んでみたいとの意欲を表明してくれたが、それは彼にとって「第二言語」というより、英語と同様に趣味での「外国語学習」という意味であり、かつ仕事のツールや母を理解／「反撃」するツールでもあるだろう。日本語と中国語のバイリンガルにはなっていない彼は、母親の「放任主義的な教育」の狙い通りに「自由」にアメリカに行き、英語を学ぶことができた。将来、中国語を学習したり中国に住んだりしたいという希望は、中国に対する帰属感よりは自分自身の主体的な生き方として見受けられる。言語や移住を主体的・能動的にとらえるところは彼の母親が発揮する主体的な生き様からも影響を受けたといえる。

つまり、家庭の中で、日本語のみを使用してきた彼女は一方的に息子に二つの言語を学習させることなく、本人に選択させる自由を与えたわけである。彼女のやり方は一見、息子の言葉の学習の機会を阻んだように見えるが、自ら学習する意欲を引き出させる役割を果たした。将来的にバイリンガルになる可能性がある龍くんにとって、成人するまでの過程において、中国語は彼自身の母語ではなく、あくまでも母の母語でしかなかった。龍くんの母親は息子に対して、バイリンガル教育において、あえて「何もしない」という方針によって、本人のやる気を芽生えさせ、中国語を継承させるより本人の選択に重きを置いたことがわかる。龍くんはこれからの人生の中で、たとえ自ら中国語の学習に取りかかる可能性があるとしても、今までは母親に「日本人」として育てられたため、日常的に日本語のみを使用してきたという事実が窺える。母親が日本語のみを使用する、あえて「何もしない」言語実践は国際児に日本語と中国語のバイリンガルになる可能性を減らしている側面があると同時に、日本語と中国語以外の言語を学習する潜在的な可能性を引き出すこともできる。

龍くんの両親は育児に対する態度や行為は一致しているとインタビューで分かった。ただ、父親は家族という時間が少ないため、母親一人に育児負担が集中している状況だった。育児態度が一致しているにもかかわらず、義理の母による圧力以外に、父親の育児不参加が中国人である母親を育児不安にさせる原因の一つであると考えられる。またそれに加え、子どもが混乱するあるいはいじめられる可能性をもたらすなどといったリスクを軽減させる方法として、この事例と同様、日本語のみ使用する日中国際家庭はほかにも多数あった。そういった日中国際児にとっては、中国語の学習は成人後の留学、もしくは中国語教室で勉強することで可能になる。

2 【事例2】

2-1 文化資本獲得型

結花は小学生二年生の8歳の女の子である。娘にのんびりと育ててほしいとの方針があるため、自宅から近くの公立小学校に通わせたという。母親曰く、結花の担任の先生は「新卒の大学生」で、異なる文化的背景を持つ親のもとから生まれた子どもたちに対応する経験がなく、頼れない人である。結花の母親が担任の先生に運動会について質問した際に、説明してもらえずに、「プリントを見てください」と言われたこともある。しかし、この学校では同じく中国人の母親をもつ子どもはほかにもいるため、中国語で会話できる仲間がいることで安心して通わせることができる。結花の家庭において、母子間のコミュニケーションは主に中国語で行われている。夫婦間のコミュニケーションや父親との会話の媒介言語は日本語である。このような状況になったのは、結花の母親が子どもをバイリンガルに育てるには一親一言語が有効だと思い、戦略的に実施したからである。

結花の母親は大連出身で、経営ビザを有する30代女性である。彼女は大学から日本語を学び、就職した先で今の夫と知り合ったという。結婚を機に日本へと移住し、在宅ワークが可能なオンラインショップを開き、4年前に貿易会社を起業し、配偶者等ビザから経営ビザに切り替えた。彼女は日常レベルの日本語を自由に使えるものの、日本人ママ友達との会話や距離の取り方を難しく感じている。近所付き合いは少ないのに対して、彼女には数人の中国人ママ友達がいる。親子同士が参加する食事会や日帰り温泉旅行も月に一回ペースで参加する。

小学生になった結花にある変化が起こったと母親がいう。それは急に中国語を話さなくなったことである。それに気づいた結花の母親はあえて中国語で話すことを維持した。しかも、毎日の娘との生活を写真や動画に収めている彼女は、撮った写真を母親に送ることも日課としている。祖母と会話ができるように、結花に頻繁にテレビ電話をかけさせている。

ある日、いつも通りにテレビ電話をした時に、祖母に「花花中午吃什么了（結花ちゃん、お昼は何を食べたの）」と聞かれ、結花が聞こえていないふりをした。祖母は電波が悪いと思い、聞き直した。床に転がっているボールで遊びながら小さい声で「ごはん」と答えた。日本語が分からない祖母は「什么（何）」と再度聞いた。それに対して、少し嫌気をさしたような態度で「ごはんだよ」とさっきより大きな声で答えた。祖母は日本語ができないことを知っている結花はいつも中国語を話していたが、今日は話さなかった。お茶を入れていた結花の母親がキッチンからリビングに来て、センターテーブルにお茶を置き、結花がいるところに座った。結花を抱きしめるような体勢で後ろから手を回した。テーブルに固定していた携帯を手に取り、結花の顔がちゃんと映るように向きを合わせた。「为什么不好好和姥姥说话呢（なんでちゃんとばあばとお喋りしないの）」と携帯に映っている結花を見ながら話した。

黙り込む結花に祖母は違う質問に切り替えた。「等一下要去哪里呀（この後はどこに行くの）」

と尋ねたら、母親に見られながら「歯医者さんのところ」と歯を見せる動きし、話した。日本語はわからないものの、結花の動きで意味を理解した祖母は「看牙医吗（歯医者に行くの）」と繰り返した後、「うん」と頷き、逃げるように母のそばから立ち去った。テレビ電話はまだしばらくつづいたけれど、結花との会話はそこで中断した。母と祖母の親子間の会話になり、結花は筆者に「コーラを飲みたい」といい、外へ出ようと仄めかした。母親に確認したあと、結花と部屋を出た。この日は結花を歯医者に連れていくことを結花の母親に頼まれ、予約時間より早く来たため、彼女たちの自宅でお茶を飲む予定だった。筆者は久しぶりに結花と会ったため、彼女は歯医者に行くことは嫌いだ、一緒に遊ぶことを楽しみにしていた。玄関を上がるとすぐに、筆者を自分の部屋へと連れて行こうとしたが、母親に止められたことに少し機嫌を損ねたように見えた。祖母とのテレビ電話はそのあとのことだったため、話をする事自体が嫌だった。

我々が玄関を出る前に、母親が「結花はなぜか最近中国語を話さないんだよね」と結花の祖母に呟いたのが聞こえた。外へ出たら、手をつなぎながら小走りする結花を止めて、遠いコンビニではなく、近くの自動販売機の方に向かった。コーラを買い渡したら、筆者はいつも通りに中国語で結花に話しかける。「刚刚为什么那么不乖（さっきはなんでいい子をできなかったの）」と聞き、おそらく日本語で答えられると予想したが、「没有不乖呀（いい子にしていたよ）」と中国語で話してくれた。「明明知道姥姥听不懂日语（ばあばは日本語がわからないのに）」と言ったら、「リナにも言われた」と急に違う話になった。「リナはだれ」と日本語に切り替えた。日本語に切り替えたことに反応して、リナのことを話してくれた。

リナはクラスの子で、でね、でね、結花のことが不思議だって……ママと何を喋っているのかがわからないからって¹³⁾。

とコーラを飲みながら「真実」を言ってくれた。「だからばあばとも喋りたくなかったの」と結花に確認したら、「ばあばは日本語を喋らないもん」と遠まわしに言った。「ばあばもママも寂しくなるかもよ」と試しに聞いたら、「寂しくない寂しくない」と大声で茶化された後に、家に帰ろうとした。

歯医者の予約時間が近づいているため、家に着いたときには結花の母も家を出る準備ができていた。その日の結花は母の話に対して、一度も中国語を話すことがなかった。向かう途中、リナのことを結花の母に話してみた。彼女は結花が変化した原因が分かり、安心したように見えた。彼女は筆者にこの先ずっと中国語を使うことはもっと難しくなるけど、それでもできるだけ頑張りたいとの意思を表明した。歯科の玄関先に到着すると、結花はまだ中国語で

13) 2017年9月16日フィールドノートより。

話している私たちに「シー」と口に指を当てて「ママたちうるさいよ」と言った。少しびっくりした様子を見せた結花母は日本語で「結花ちゃんもうるさいよ」と言い返した。

30分後に歯の健診が終わり、三人で帰りに公園で少し遊んで、お別れした。その後もまた結花と数回会うことがあったが、中国語で話しかけてくる母親に対して、すべて日本語で返していた。2017年度の冬休みに結花一家はアメリカ旅行に行ってきた。旅行の最中に、結花の変化に気づいた母親はその様子をビデオに残した。

それは、現地で知り合った男の子とのものだった。男の子は結花の母の大学時代の友達の息子だった。結花より一つ下だが、背は結花よりも高かった。この男の子は普段中国・大連で生活しているが、父親の仕事の関係で一時的にアメリカに滞在していた。ビデオは短いものだったが、子ども二人が手をつないで売店でオレンジジュースを買う姿だった。「オレンジジュース」の日本語発音は英語に近いので、結花は日本語を言ったつもりだったが、それが思いがけず相手に通じたことを喜んでいるものだった。二つ目のビデオには頑張って中国語と日本語をミックスして話す結花が映っていた。結花の母曰く、その日の夜から結花は積極的に中国語を話すようになり、男の子とは大連で再会する約束をしたという。

2-2 考察

友達のリナに「不思議」と言われ、自ら「中国語」や中国語を話す親戚を拒否したり、アメリカでの「出会い」で中国語の有用性に気が付き、積極的に話そうと努力したりするなど、結花は言語の使用をめぐる柔軟に対応した。中国語で話す母親のことを「うるさい」と感じ、「非協力的」な学習姿勢を見せたり、また中国語しかわからない祖母の質問にジェスチャーで回答することを選択したりするものの、中国語が能力として身につけられていることがわかる。「能力」と「知識」を身につけていくなかで「態度」の変化が起きてくる。この態度は、自分に対するもの、家族や親族に対するもの、さらに場合によっては国に対するものとして表出されてくる。ただ変化というのは必ずしも一方的に悪化するものではなく、自分自身が置かれている環境のなかで反省的に生じるものである。

日中国際児の抱く中国や中国語に対するイメージの変化につれて、成長段階のどこかで中国語の有用性を見出すことはできる。中国にルーツがあるからではなく、経済発展がめざましい隣国とのつながりを維持する必要があると判断する者もいれば、中国に住む人々とのつながりを維持したいと考える者もいる。そうした主観的なイメージは周囲とのやり取りのなかで培われた「不思議さ」、「違和感」に起因し、それは言語学習にむけての行動力を弱め、非協力的な姿勢を生み出しもする。それは国際児特有の問題として、自身を日本人として、周囲との「異質性」を排除することで、自らを日本社会に位置づけるからである。日中国際児は、潜在的バイリンガル能力を持ちつつも、周囲と「交渉」するなかでその能力を発揮す

る／しないことを意識的に選ぶ。

おわりに

前述したように、国際児を一枚岩的に「移民の子ども」として扱うことには限界がある。国を前提にして、国際児を「移民の子ども」の範疇で考えた結果、かれらは現地社会へと言語上、国籍上の同化をされていくことを自然不可避と捉えがちである。または同化されることを自明的の理として、かれらはその同化に対して対応し、自己同一化を行う、という観点で論じられてしまう。だが、「国際児」は異なる文化的背景を持つ親のもとで生活するものの、言語上、国籍上「日本人」として生きることを主体的に選択することが多く、それらは決して機械的・自動的に起こるプロセスではない。それぞれの場ごと、言語そのものや言語を媒介にして教育する母親に対して、蓄積されているコード化としてのことばとは別に、自分に必要かつ有用な言語を選択している。このことはⅢ章で取り上げた両事例において顕著である。

Ⅲ章【事例1】で取り上げた龍くんと彼の母親の事例では、母親は一方的に自らの母語である中国語を息子に押し付けるというリスクを回避するために、あえて主導権を子どもに委ねていた。そうした母親のいわば「放任主義的な教育」に応じるかのように、龍くんは中国語を英語と同様のツールとして、主体的に学習しようとしていた。

また、続く【事例2】で取り上げた結花と彼女の母親の事例では、母親は娘をバイリンガルに育てるという意図のもと、戦略的に結花に中国語という文化資本を身につけさせようとしていた。これに対し結花は、友達のリナの影響で中国語を拒否したり、アメリカでの「出会い」を通じて積極的に中国語を使おうとしたりと、状況に応じ、周囲との交渉の中で自らが使用する言語を主体的に選択していた。

このように、その選択の背景には、親の教育戦略や、結花の事例において顕著なように親以外からの働きかけがあり、その意味で言語の選択は自己完結的な行為ではない。しかしそうした周囲の思惑の中で、最終的には国際児自身が誰かに強制されるのではなく、自ら判断した上で選択を行っているのである。

本論では、国際児を日本への同化を自明な前提として捉えず、複数言語環境における主体的行為者として再対象化することを試みた。日中国際児は、中国人である親が日常的・非日常的に持ち込んだ周囲との異質性や、その親の意図的・非意図的に採る戦略に影響を受ける。また同時に、それらの影響に対して、さまざまなプロセスのなかで、国際児が状況を解釈し直りたり、行動を変えたりして積極的に働きかける。潜在的にはバイリンガルになる可能性を持ちつつも、かれらは自分や周囲と折り合いをつけていく過程で、バイリンガル／モノリ

ンガルという枠組みにとらわれずに、二つの言語を資源として戦略的に獲得し、利用している。

国際結婚家庭における言語能力、習慣、態度は、親がいかにかそれらの子へ「継承」させるかではなく、子がいかにか親から「受け継ぐ」かにより強く拠って立つ。その柔軟な働きかけは、二言語学習や使用において顕著にみられるが、実のところ、言語面に限らず、生活全般にもみられるものである。したがって、母親の戦略は、継承語教育もしくは第二言語教育の枠を超えて、国際児のアイデンティティの形成において、いかに重要な役割を果たせるかという可能性も示唆している。そこで本論では、もう一つの教育の場である家庭において、顕著な異質性を持たない日中国際児がどのような状況に置かれているかを扱うことによって、子どものも主体性の所在を探った。

本論は、国際結婚家庭で育児する中国人の母親たちに対し、どのようにして子どもをバイリンガルに育てられるか、という方策を提案するものではない。多様性・流動性をもつ家庭の中で、親の「意図的」、「非意図的」な戦略がどのような形で子どもに投影しているか、またそれは子どもの言語学習に対する「積極的」、「協力的」な姿勢／結果に対し、どこまで作用するのかについて反省的な考察をするものである。バイリンガルになる／ならないという選択は、日中国際児が自分、家族・親族、さらに国と向き合いながら、「発見」、「交渉」、「妥協」する中で顕在化してくるものである。日中国際児は日本語と中国語との均衡を保っているようには見えないが、日本と中国の二つの場所に居場所を見出している。

バイリンガルになりたい／なりたくないという心情の背後に潜むものは、外国人の親への抵抗もしくは帰属意識の焦点化以前の問題として、言語そのものの有用性もしくは親の母国・言語に対するイメージの好悪に対する判断でもある。他方、バイリンガルになれない／ならないは、一見、学習機会が欠如していた結果のように見えるが、それもまた親との「対話」の帰結である。

総じて、本論で取り上げた事例を見る限り、日中国際児の中国語学習に対する姿勢や行動は、さまざまな文脈において、複数の相互に関連する要素が絡み合うなかで、相互作用しながら変化しつづけているものである。バイリンガルになる／ならない可能性は、複数言語環境に置かれた国際児にとって、一方向的に受容させられるのではなく、親の持つ「異質性」をどのように受けとめ、意味づけるかによって左右される。その可能性は親の採る教育戦略に影響をうけながらも、必ずしも自然と生まれるものではなく、「発見」、「交渉」、「妥協」というような相互的かつ連続的な働きかけによって生成されていくものである。すなわち、国際児の第二言語に対しての学習意欲は、親が採る教育戦略にかき立てられるのではなく、国際児自身の成長過程における経験を通して喚起される。したがって、断片的に国際児の言語状況を取り上げるだけではなく、かれらの発達過程における変化に目を向けることが必要である。

参 考 文 献

〔日本語文献〕

伊藤早苗

2009 「日本における外国人制度の教育権——札幌市立大通高校の事例研究」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』109: 1-18.

伊藤るり

2002 「国際移動とジェンダーの再編」『比較文化研究——ジェンダーの視点から』原ひろ子（編），229-252 ページ，東京：放送大学教育振興会.

郝洪芳

2010 「日中国際結婚に関する一考察——業者婚する中国女性の結婚動機を中心に」『京都社会学年報』18: 67-81.

葛慧芬

1999 「国際結婚に対する地域ケアシステム作りの必要性——中国人花嫁の事例から」『日中社会学研究』7: 146-165.

川上郁雄

2010 『私も「移動する子ども」だった——異なる言語の間で育った子どもたちのライフストーリー』東京：くろしお出版.

川上郁雄（編）

2013 『「移動する子ども」という記憶と力——ことばとアイデンティティ』東京：くろしお出版.

河原俊昭

2004 「在住フィリピン人女性の新しい言語アイデンティティ」『ことばとアイデンティティ——ことばの選択と使用を通して見る現代人の自己探し』小野原信善・大原始子（編），177-200 ページ，東京：三元社.

桑山紀彦

1995 『国際結婚とストレス——アジアからの花嫁と変容するニッポンの家庭』東京：明石書店.

ゴロウィナ・クセーニャ

2017 『日本に暮らすロシア人女性の文化人類学——移住，国際結婚，人生作り』東京：明石書店.

賽漢卓娜

2007 「中国人女性の「周辺化」と結婚移住——送り出し側のプッシュ要因分析を通して」『家

族社会学研究』19(2): 71-83.

佐竹真明／メアリー・アンジェリン・ダアノイ（編）

2006『フィリピン—日本国際結婚——多文化共生移住』東京：めこん.

敷田佳子

2011「国際結婚家庭の教育——外国人妻／母親を中心とする家族の教育戦略」『日本教育社会学会大会発表要旨収録』63: 230-231.

志水宏吉・清水睦美（編）

2001『ニューカマーと教育——学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』東京：明石書店.

志水宏吉

2009「エスニシティと教育——序論」『リーディングス 日本の教育と社会 17 エスニシティと教育』志水宏吉（編），3-19 ページ，東京：日本図書センター.

清水睦美

2006『ニューカマーの子どもたち——学校と家族の間の日常世界』東京：勁草書房.

宿谷京子

1988『アジアから来た花嫁——迎える側の論理』東京：明石書店.

鈴木一代

2011「日系国際児の文化間移動と言語・文化・文化的アイデンティティ」『埼玉学園大学紀要』11: 75-88.

恒吉僚子

1996「7章 多文化共生時代の日本の学校文化」『講座学校第6巻 学校文化という磁場』堀尾輝久（編），216-240 ページ，東京：柏書店.

新田文輝

1996「国際児の社会化——言語的社会化と兄弟姉妹を中心に」『家族社会学研究』8: 97-109.

野元弘幸

2008「日本におけるバイリンガル教育の可能性」『人文学報』396: 27-40.

初瀬龍平

2009「人権と国際結婚」『アジア・太平洋人権レビュー 2009——女性の人権の視点から見る国際結婚』アジア・太平洋人権情報センター（編），8-18 ページ，東京：現代人文社.

ピエール・ブルデュー

2009『パスカルの省察』加藤晴久（訳），東京：藤原書店.

星野命

1993 「国際結婚のもたらすもの」『欧亜人間科学研究所紀要』1: 4-5.

三浦綾希子

2015 『ニューカマーの子どもと移民コミュニティ——第二世代のエスニックアイデンティティ』東京：勁草書房.

村中雅子

2010 「日本人母親は国際児への日本語継承をどのように意味づけているか——フランス在住の日仏国際家族の場合」『異文化間教育』31: 61-75.

山本雅代（編）

2014 『バイリンガリズム入門』東京：大修館書店.

〔中国語文献〕

馮涵棟・梁綺涵

2008 「越南媽媽・臺灣囡仔——臺灣跨國婚姻家庭幼兒社會化之初探」『臺灣人類學刊』6(2): 47-88.

〔英語文献〕

Bloomfield, Leonard

1935 *Language (revised ed.)*, London: George Allen and Unwin.

Bourdieu, Pierre

1974 The School As a Conservative Force: Scholastic and Cultural Inequalities, In *Contemporary Research in the Sociology of Education*, edited by Eggleston, John, pp.31-43, New York: Happy&Row Publishers.

Grosjean, François

2008 *Studying Bilinguals*. Oxford: Oxford university Press.

Nakamatsu, Tomoko

2003 International Marriage Through Introduction Agencies: Social and Legal Realities of “Asian” Wives of Japanese Men, In *Wife or Worker?: Asian Women and Migration*, edited by Piper, Nicola and Mina Roces, pp. 181-201, Lanham, Md: Rowman and Littlefield Publishers.

Paradis, Michel

1997 The Cognitive Neuropsychology of Bilingualism, In *Tutorials in Bilingualism: Psycholinguistic Perspectives*, edited by A.M.B.de Groot and J.F. Kroll, pp.331-354,

Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum.

Rumbaut, Roben G.

2002 Served or Sustained Attachment?: Language, Identity, and Imagined Communities in the Post-Immigrant Generation, In *The Changing Face of Home: The Transnational Lives of the Second Generation*, edited by Peggy Levitt and Mary C. Waters, pp.43-95, New York: Russell Sage Foundation.

Weinreich, Uriel

1967 *Languages in Contact: Findings and Problems*. The Hague: Mouton de Gruyter.

[ウェブサイト]

総務省統計局機関

2017 「平成 28 年度 父母の国籍別にみた年次別出生率及び百分率」『平成 28 年度 人口動態調査』2018 年 5 月 31 日アクセス.

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450011&tstat=000001028897&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000001053058&tclass2=000001053061&tclass3=000001053064&result_back=1&second2=1

2018 「平成 30 年 我が国の人口動態——平成 28 年までの動向」2019 年 2 月 19 日アクセス.
<https://www.mhlw.go.jp/english/database/db-hw/dl/81-1a2en.pdf>